

公開プレゼンテーション傍聴要領

市立秋田総合病院病院建設準備室

市立秋田総合病院改築基本設計業務委託に関する公募型プロポーザルにおける公開によるプレゼンテーションとヒアリング（以下「プレゼン」という。）を傍聴する方は、次の事項を遵守してください。

1 プレゼンの傍聴について

- (1) 傍聴できる方は、秋田市民および当院の患者・スタッフとする。
- (2) 傍聴できる方は、100名とし、事前に申込みを必要とする。（先着順）
ただし、プレゼン当日の在院患者および当院スタッフは申込不要とする。
- (3) プレゼン当日は、開始予定時刻（10時00分）の10分前までに、会場受付で名簿確認のうえ入場してください。（受付開始は9時00分）

2 傍聴する際の遵守事項

傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 以下に該当する方は、プレゼンを傍聴することができません。
 - ア プレゼン出席者など、技術提案書提出者の関係者。
傍聴の事実が判明した場合、失格となる場合があります。
 - イ 酒気を帯びていると認められる者。
 - ウ ビラ、プラカード、旗等の会議を妨害するおそれのある物品を携帯又は着用している者。
 - エ その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- (2) プレゼン実施中は、静かに傍聴し、以下の事項を守ってください。
 - ア 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - イ 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等会議の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ウ 飲食又は喫煙しないこと。
 - エ 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。携帯電話等は、マナーモードに設定するか、電源をオフにすること。
 - オ 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、事務局の許可する報道機関等を除く。
 - カ その他会場の秩序を乱したり、プレゼンの支障となる行為はしないこと。
- (3) プレゼンの実施中は、原則、入退場を禁止します。
各提案者の交代時間が5分あるので、その間に入退場してください。

3 会場の秩序維持

- (1) 上記の事項を遵守するほか、会場内では事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は、事務局係員が注意を促します。
なお、注意に従わないときは退場していただきます。

4 その他

- (1) 審査委員会の記録のため、ビデオ撮影、写真撮影および録音を行いますのでご了承ください。